

生駒市条例第 2 1 号

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する
条例

(生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正)

第 1 条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例 (昭和 2 5 年 4 月生駒市条例第 1 6 号)

の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考第 8 項の表イの項中「保育所」を「 C_1 から C_{18} までの階層の世帯において保育所」に改め、同表備考第 9 項中「 C_1 から C_6 までの階層の世帯及び C_7 の階層のうち市町村民税の所得割額が 7 7, 1 0 0 円以下の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額」を「 C_1 から C_4 までの階層の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額とし、 C_5 及び C_6 の階層の世帯並びに C_7 の階層のうち市町村民税の所得割額が 7 7, 1 0 0 円以下の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は 4, 8 0 0 円」に改める。

(生駒市立保育所条例の一部改正)

第 2 条 生駒市立保育所条例 (昭和 3 0 年 3 月生駒市条例第 8 号) の一部を次の

ように改正する。

別表備考第 7 項の表イの項中「保育所」を「 C_1 階層から C_{18} 階層までの世帯において保育所」に改め、同表備考第 8 項中「 C_1 階層から C_6 階層までの世帯及び C_7 階層のうち市町村民税の所得割額が 7 7, 1 0 0 円以下の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額とし、 C_8 から C_{18} の階層の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は 4, 8 0 0 円」に改める。

ては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額」を「3歳未満児に係るC₁階層からC₅階層までの世帯並びに3歳児及び4歳以上児に係るC₁階層からC₄階層までの世帯にあつては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額とし、3歳未満児に係るC₆階層の世帯及びC₇階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあつては当該世帯の保育料の額は9,000円とし、3歳児及び4歳以上児に係るC₅階層及びC₆階層の世帯並びにC₇階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあつては当該世帯の保育料の額は6,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の生駒市立保育所条例の規定は、平成29年度分の保育料から適用し、平成28年度分までの保育料については、なお従前の例による。